

平成26年度 第5回 住居表示整備審議会

◇日時

平成26年12月12日（金） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員15名（乾委員、向山委員欠席）
事務局 市民生活部職員4名

◇会次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 諮 問
- 6 審 議
- 7 その他
- 8 閉 会

◇配布資料

- (1) 小平市住居表示整備審議会委員名簿
- (2) 審議委員座席表
- (3) 住居表示整備審議会の調査・審議等経過
(平成25年7月23日以降)
- (4) 住居表示実施に向けてのスケジュール

◇会議録（要録）

- 1 委嘱状の交付

新しく委員に就任した住居表示実施地区を代表する委員6名に委嘱状の交付をした。

2 市長より審議会へ諮問

諮問事項は別紙のとおり。

3 審議

(1) 配布資料等の説明

平成25年7月23日以降の審議会での審議等経過説明と平成28、29年度住居表示実施に向けての今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。

(2) 発言の要旨

【委員】

実施の前年度に行う、住居表示調査業務委託とはどのようなことを行うのか。

【事務局】

住居表示の実施に当たり、委託業者に家の形状などの現地調査とそれに基づく住居表示台帳の原案図の作成を委託し、最終的には協議のうえ街区等を決定していく。

【委員】

住居表示実施に向けてのスケジュールの中で、12月に答申内容を議会へ報告するとなっているが、時期と方法はどのようにするのか。また、それを市報やホームページで市民の方へもお知らせするとなっているが周知方法はどのようにするのか。あと、平成27年7月に案の公示を30日間行うとあるがパブリックコメントという方法なのか。

【事務局】

議会への報告については、12月15日の幹事長会議で報告する。また、市民の方への周知方法については、紙面の都合上、12月20日号の市報では答申の概略をお知らせし、全文についてはホームページに掲載する予定である。あと、30日間の案の公示というのはパブリックコメントではなく、住居表示に関する法律第5条の2に基づく手続きで、30日間の変更請求期間をおくための期間である。

【委員】

案の公示について、変更請求をできるとのことだが、公示というのは場所が一部の地域に限られてしまっている。一方、パブリックコメントという方法であれば、より多くの方の意見を聴く場所を提供できるのではないかと思う。今後、町名の変更など大事なことを決めていかなければならないので、一部の地域の方だけではなく、より多くの方の意見を反映するという意味で、案の公示だけではなく、パブリックコメントを行うことも考えられないか。

【事務局】

案の公示については、住居表示に関する法律第5条の2に基づく手続きであり、方法としては市役所前の掲示板に30日間掲示をする。また、30日間の公示期間中に、50人以上の連署をもって、理由を附して、案に対する変更の請求をすることができるが、説明会の中でもそのことは説明し、説明会前に配布する事前のお知らせチラシにもできる限り説明を載せていきたい。

【委員】

諮問された内容をこれから審議していくことになるが、前回まで審議に参加していた委員は今までの審議の経緯等を踏まえ、審議を進めていけるが、今回初めて委員になった6名の方には、住居表示の知識や今までの経緯がわからないと難しいと思う。新しく委員になった6名の方には、事前に、今までの審議会の経緯などを説明してあるのか。

【事務局】

新しく委員になった6名の方には、事前に、住居表示制度のしくみや小平市の住居表示の現状などについての説明をさせてもらった。

【会長】

新しく委員になった6名の方は、審議会に参加するのは初めてであり、すぐに理解するのは難しいと思う。本日は内容を熟知してもらえればと思う。何かわからない点があれば質疑をしていただきたい。

【委員】

住民説明会のことについてだが、市の他の説明会などをみると数名の参加者で終わってしまうケースがある。住居表示の説明会に関しては、今までどのくらいの人が集まっているのか。また、説明会を行うにしても、都合のつかない方もいると思うが、こういった日程や回数で行っているのか。

【事務局】

説明会に関して、大沼町、花小金井、天神町地域を実施したときの例でいくと、土曜日、日曜日と平日の午後7時以降の時間に説明会を行った。また、町区域に関するのと、町名に関する事で分けて説明会を行ったが、両方あわせて数十回は説明会を行った。平日の午後7時以降は数名の参加であったが、土曜日、日曜日は20名以上の参加があるときもあった。未実施地域を対象とした地域懇談会もいれると、大沼町、花小金井、天神町地域に関しては、数十回の説明会を行っている。

【委員】

住居表示実施に向けてのスケジュールの中で、平成27年5月に、町区域や町名などの案がいくつかまとまったら住民説明会を行うとあるが、平成27年1月から3月までの審議会の中で、町区域や町名などをある程度決めていかなければならないのか。

【事務局】

平成28年度と平成29年度に住居表示を実施するためのスケジュール案を示したが、その中で平成27年9月議会に議案を提出するスケジュールでいくと、かなり厳しいスケジュールであるが、5月頃に町区域や町名などの案がまとまれば住民説明会を行うスケジュールを考えている。ただし、今後の審議経過によっては、このスケジュール案が早くなったり、遅くなったりする場合もあるので、それに合わせた形で説明会を計画していく。審議会委員の任期が平成27年7月22日までであるので、それに合わせた形でスケジュール案を示した。このスケジュール案で進めていきたいが、町区域や町名の変更など難しい課題もあるので、案がまとまらない可能性も考えられる。今回の諮問内容について、まずは町区域の名称に関する基本的な基準を確立してから、その後、町区域や町名について審議していただくのが流れとしてはいいかと思うが、審議の進め方については審議会で決めていただければと思う。

【会長】

実施をするためには、まずは、スケジュール目標があり、それに沿って進めていくことが一番合理的であるという考えから、決定ではないが予定のスケジュール案を事務局で示している。今後の審議についての進め方だが、まずは新しい町区域の設定などに関して審議していきたいと思う。

【委員】

前回の大沼町、花小金井、天神町を実施したときは、平成23年9月に答申を出すまでに、23回の住民説明会を行い、さらに慎重を期する意味で、追加して7回の住民説明会を行っている。また、町境や町名の変更を伴う大変難しいケースであったことから、答申を出すまでに1年3カ月かかっている。今回は諮問が出てから、平成27年7月の審議会の任期まで7カ月しかない。したがって、市長からの諮問に対して、前進させるためには、相当精力的に審議を進めていかなければならない。今回の諮問内容は(1)から(5)まであり、地元の意向を大切にしながら、どのようなスケジュールで審議を進めていくかだが、(1)の諮問「平成28年度及び平成29年度に実施される町区域の変更及び新設について」は、市長からの挨拶にあったように、11月18日に当審議会が答申した内容と同じものであり、既にまとめてきているので、審議会の継続性から言うと、比較的まとめやすい内容であると思う。(2)の諮問「変更及び新設される町区域の名称に関する基本的な基準について」は、地域に息づく歴史、文化、伝統を重んじ、慣れ親しんでいる愛着のある現行町名に準拠することを基本として、その上に、安全、安心の問題、まちづくりや環境整備の視点にも配慮するという考え方を継続してきているので、(2)の諮問につ

いても比較的まとめやすい内容であると思う。(3)の諮問「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」は、仲町と小川町二丁目が青梅街道を境に北と南に分かれてしまうという問題があるために議論が一番集中される場所ではないかと思う。(3)の諮問については、地元の意向を尊重しながら、精力的に議論を集中させて審議していかなければならない。(4)の諮問「街区の起点について」は、小平市住居表示実施基準の通り、街区の起点は、南西の街区として今まで実施してきているので、小平市の総合性、調和性から言っても、南西の街区としていいのではないか。(5)の諮問「実施時期について」は、昭和52年に実施をしてから、市制施行日である10月1日に実施してきた経緯があるため、10月1日が妥当ではないかと思う。事務局側としては電算処理上、土日、祝日明けの方がいいのかもしれないが、当審議会としては、市制施行日が実施日としてふさわしいのではないかと思う。そう考えると、(1)、(2)、(4)、(5)の諮問については比較的審議をしやすいし、今までの事例があるのでやりやすいと思う。やはり、(3)の諮問「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」が一番議論を深めていかなければいけないところであるが、日程的には、審議会ですらまとめた案をもって、地元住民に対する説明会を行い、説明会で出た意見を踏まえ、審議会ですら案を練り直していき、できるだけ平成27年7月10日前後には、前向きにかつ精力的に答申を出せるようなスケジュールで進めなければならない。よって、期間も限られていることから、次回からの審議は、重点的に精力的に審議をする場合には、(3)の諮問についての議論を集中的に行っていくことが今までの経験上からもいいのではないかと思う。

【会長】

審議会を立ち上げている以上、市長からの諮問に対して、何も結論をだすことができなかつたということがないよう進めていきたいという気持ちを常に持っている。難しい問題はあるが、みなさんのお知恵をお借りしながら、何とか工夫して前進させたいと思っている。実りある答申を市長に提出できればと思う。

【事務局】

次回の審議会では、以前にも配布したが、整備対象区域内を面積基準から6ないし9等分できそうな道路を示した図と大沼町、花小金井、天神町を実施したときに答申した内容を参考までに用意する。また、日程的に調整がつけば、区切る道路の判断材料として、現地視察を行いたいと思っている。

【会長】

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

4 その他

次回の審議会は、平成27年1月26日(月)午後2時からとする。

(別紙)



平市市発第 891 号
平成 26 年 12 月 12 日

小平市住居表示整備審議会
会長 三品 義之 殿

小平市長 小林 正 則

平成 28 年度及び平成 29 年度住居表示整備事業について
(諮問)

小平市住居表示整備審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

- 1 平成 28 年度及び平成 29 年度住居表示整備区域
 - (1) 平成 28 年度
西武多摩湖線より東側で青梅街道より北側の小川町二丁目、小川東町及び仲町並びに回田道より西側の天神町二丁目
 - (2) 平成 29 年度
西武多摩湖線より東側で青梅街道より南側の小川町二丁目、仲町及び学園東町
- 2 諮問内容
 - (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度に実施される町区域の変更及び新設について
 - (2) 変更及び新設される町区域の名称に関する基本的な基準について
 - (3) 新しい町区域の名称及び丁目の配列について
 - (4) 街区の起点について
 - (5) 実施時期について